

三重県の人事行政の運営等の状況について

県では、県民のみなさんが“しあわせ”を実感できる三重県をつくっていくため、平成16年度からおおむね10年先の県政のめざす将来像とその実現に向けて、「県民しあわせプラン」を推進しています。

県民しあわせプランを着実に推進していくために、本庁・地域機関を通じた組織の見直しや職員数の削減など簡素で効率的な組織運営をめざすとともに、人件費の抑制など歳出の徹底的な見直しを進めています。また、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、「みえ行政経営体系」による県政運営を体系的・効果的に進めることにより、県民のみなさんに質の高い行政サービスが提供できるよう努めています。

そこで、県民のみなさんに、行政サービスの担い手である県職員の勤務実態などを知っていただき、人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、県職員の任免や給与などの状況をお知らせします。

平成18年9月26日

一 人事行政の運営の状況

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 その他知事が必要と認める事項

二 人事委員会の業務の状況

- 1 競争試験及び選考の状況
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

一 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数などを考慮して行っています。平成17年度及び平成18年4月1日の職員の新規採用の状況は次のとおりです。

競争試験

(単位：人)

平成17年度 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)			平成18年4月1日		
試験区分	職種	採用者数 (うち女性)	試験区分	職種	採用者数 (うち女性)
A	行政	33 (14)	A	行政	12 (4)
	福祉技術	3 (2)		福祉技術	2 (1)
	環境	1 (1)		環境	1 (0)
	化学	1 (0)		化学	1 (0)
	林学	1 (0)		林学	1 (1)
	農学	2 (2)		農学	3 (1)
	水産	2 (0)		水産	2 (1)
	総合土木	10 (1)		総合土木	8 (1)
	機械	1 (0)		機械	2 (0)
	薬学	7 (5)		薬学	2 (1)
	保健師	1 (1)		保健師	1 (1)
	情報	1 (0)			
	電気	3 (0)			
	獣医	2 (0)			
	管理栄養士	1 (1)			
	小計	69 (27)		小計	35 (11)
B	警察事務	9 (4)	B	警察事務	6 (3)
	司書	4 (1)		司書	1 (1)
	小計	13 (5)		小計	7 (4)
C	一般事務	5 (1)	C	一般事務	2 (0)
	総合土木	2 (1)		総合土木	1 (0)
	警察事務	3 (3)		警察事務	2 (1)
	小計	10 (5)		小計	5 (1)
民間	行政	4 (0)	民間	行政	3 (0)
	化学	1 (0)		化学	1 (0)
	総合土木	3 (1)		総合土木	2 (0)
	農学	1 (0)			
	情報	1 (0)			
	獣医	1 (1)			
	小計	11 (2)		小計	6 (0)
警察官 A		118 (9)	警察官 A		51 (4)
警察官 B		40 (4)	警察官 B		37 (2)
小計		158 (13)	小計		88 (6)
市町村 立学校 職員 B	学校事務	11 (5)	市町村 立学校 職員 B	学校事務	7 (5)
	学校栄養士	5 (5)		学校栄養士	3 (3)
	小計	16 (10)		小計	10 (8)

市町村立 学校職員C	学校事務	4 (3)
	小計	4 (3)
合 計		281 (65)

市町村立 学校職員C	学校事務	2 (1)
	小計	2 (1)
合 計		153 (31)

選考

(単位：人)

平成17年度 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)	
職種	採用者数 (うち女性)
機関士	1 (1)
保育士	2 (0)
無線通信士	1 (0)
児童生活支援員	1 (1)
言語聴覚士	1 (1)
作業療法士	1 (0)
医療ソーシャルワーカー	2 (1)
精神保健福祉士	1 (1)
身体障害者	3 (1)
教員	344 (209)
看護大学教員	5 (4)
医師	28 (7)
看護師	67 (60)
現業職	1 (0)
合 計	458 (286)

平成18年4月1日	
職種	採用者数 (うち女性)
獣医師	4 (1)
医療ソーシャルワーカー	1 (1)
精神保健福祉士	1 (0)
身体障害者	2 (2)
文化財技師	3 (1)
航海士	1 (0)
機関士	1 (0)
鑑識技師	1 (0)
自動車検査員	1 (0)
教員	354 (200)
看護大学教員	2 (2)
医師	16 (1)
看護師	38 (33)
現業職	2 (0)
合 計	427 (241)

(2) 再任用の状況

高齢者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

平成18年4月1日の職員の再任用状況は次のとおりです。(単位：人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
知事部局等	30	1	31
教育委員会	19	16	35
警 察	1	0	1
合 計	50	17	67

(注) 知事部局等・・・知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場調整委員会事務局のこと(以下、同様)。

(3) 退職者数

平成17年度の退職状況は次のとおりです。(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
知事部局等	39	79	140	258
教育委員会	120	211	98	429
警 察	33	47	37	117
合 計	192	337	275	804

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

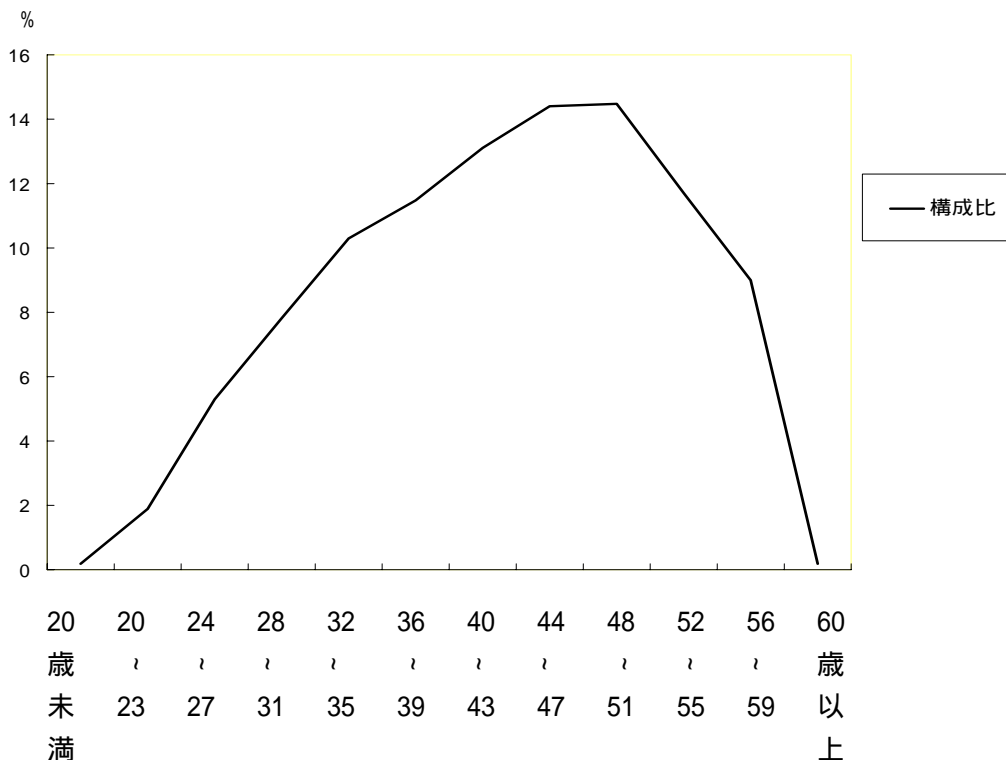
部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
一般 行政 部門	議 会	38	36	2	業務の見直し・効率化、県民局制度の廃止、市町村合併協議会支援の終了、生活保護業務の合併による市への移管、知的障害者福祉センターはばたきの廃止、津・久居建設部の統合等による減 高速道路関連事業の推進、廃棄物関連事業の推進、県民センター防災機能の強化、次世代育成支援行動計画の事業展開、宮川浄化センターの業務開始、建造物の構造審査体制の強化、会計事務支援体制の充実強化等による増
	総 務	945	989	44	
	税 務	253	257	4	
	民 生	423	428	5	
	衛 生	595	596	1	
	労 働	72	78	6	
	農林水産	1,057	1,059	2	
	商 工	254	253	1	
	土 木	1,120	1,129	9	
	小 計	4,757	4,825	68	
教 育 部 門		15,424	15,525	101	児童生徒数の減少等による減
警 察 部 門		3,299	3,239	60	警察活動の強化等による増
公営 企業等 会計 部門	病 院	1,128	1,131	3	給食業務の民間委託化による減
	水 道	131	140	9	浄水場運転監視業務の民間委託化による減
	電気ほか	146	136	10	工業用水道施設の建設による増
	小 計	1,405	1,407	2	
総 数		24,885 (26,335)	24,996 (26,417)	111 (82)	

(総務省地方公共団体定員管理調査)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 ()内は、条例定数の合計です。

(5) 年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 41	人 470	人 1,310	人 1,947	人 2,552	人 2,869	人 3,255	人 3,593	人 3,620	人 2,918	人 2,250	人 60	人 24,885

(6) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数・率)

	計画期間		数値目標
	始 期	終 期	
一般行政	平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	220 人(4.6%)の削減
教 育	平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	640 人(4.1%)の削減
警 察	平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	11 人(0.3%)の削減

(みえ経営改善プラン(平成18年3月))

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

一般行政	4,605人
教 育	14,885人
警 察	3,228人

(みえ経営改善プラン(平成18年3月))

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	17年~18年	(参考) 数値目標
		基準日	1年目	計	
一般行政	減 員		175	175	
	増 員		107	107	
	差 引		68	68 (30.9%)	
	職員数	4,825	4,757	4,757	
教 育	減 員		160	160	
	増 員		59	59	
	差 引		101	101 (15.8%)	
	職員数	15,525	15,424	15,424	
警 察	減 員		25	25	
	増 員		85	85	
	差 引		60	60 (545.5%)	
	職員数	3,239	3,299	3,299	

(注)1 計画期間は、17年~21年の5年間です。

2 ()内は、数値目標に対する進捗率です。

3 公営企業等会計部門の数値目標については、今後策定する予定です。

(7) 身体障害者の任用状況

県では、身体障害者の雇用促進を図るため、一般事務職および教員の身体障害者の選考試

験を実施しています。平成18年度は一般行政職2人、教員1人を採用しています。今後も一層の身体障害者の雇用の確保に努めます。

平成18年6月1日現在の身体障害者の任用総数及び雇用率は以下のとおりです。

	知事部局	企業庁	病院事業庁	教育委員会	警察
身体障害者雇用者数(人)	115	3	7	128	9
雇用率(%)	2.44	2.43	1.47	1.28	2.27

(注) 教育委員会の法定雇用率は2.0%、それ以外の法定雇用率は2.1%です。

(8) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

平成18年4月1日現在の女性職員の登用状況については以下のとおりです。

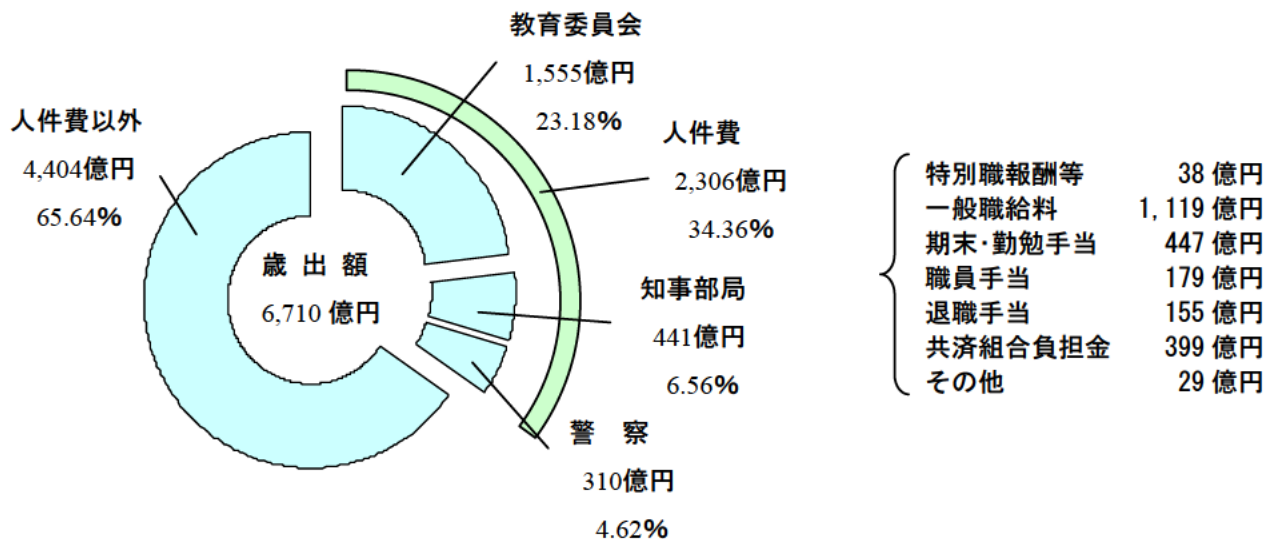
	管理職			女性管理職の内訳		
	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	部長級	次長級	課長級(課長補佐級室長を含む。)
知事部局等	728	38	5.2	1	2	35
教育委員会事務局	83	2	2.4	0	0	2
県立学校及び小中学校の校長・教頭	1,354	185	13.7	—	—	—
警察	59	2	3.4	0	0	2

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成17年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	(参考)平成16年度の人件費率
平成17年度	人 1,857,456	千円 670,968,579	千円 5,489,071	千円 230,551,420	% 34.4	% 34.6

(注) 人件費には、知事及び職員の給与並びに議員等への報酬のほか、地方職員共済組合負担金等を含みます。



(2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18年度	人 24,836	千円 112,497,728	千円 18,018,164	千円 45,671,871	千円 176,187,763	千円 7,094

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 給与費は、当初予算に計上された額です。

【特記事項】

平成17年4月1日～平成19年3月31日における給与抑制措置

知事、副知事、出納長：給料月額5%の減額

教育長、常勤の監査委員、大学の学長：給料月額2%減額

管理職員：管理職手当の3～5%減額

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	357,490円	441,127円	42.1歳
警 察 官	352,906円	466,960円	40.6歳
高等学校教員	428,748円	466,876円	43.8歳
小・中学校教員	427,376円	455,924円	43.9歳
現 業 職 員	347,260円	392,466円	46.2歳

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額(期末・勤勉手当、退職手当を除く)を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		三 重 県		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	176,800円	189,600円	種 179,200円 種 170,200円	種 198,000円 種 183,800円
	高校卒	142,800円	153,800円	138,400円	148,000円
警 察 官	大学卒	195,000円	219,500円	種 200,800円 種 197,700円	種 221,300円 種 212,400円
	高校卒	166,400円	185,300円	156,200円	169,900円
高等学校教員	大学卒	197,400円	211,700円	- 円	- 円
小・中学校教員	大学卒	197,400円	211,700円	- 円	- 円
現 業 職 員	高校卒	142,800円	153,800円	- 円	- 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成18年4月1日現在)

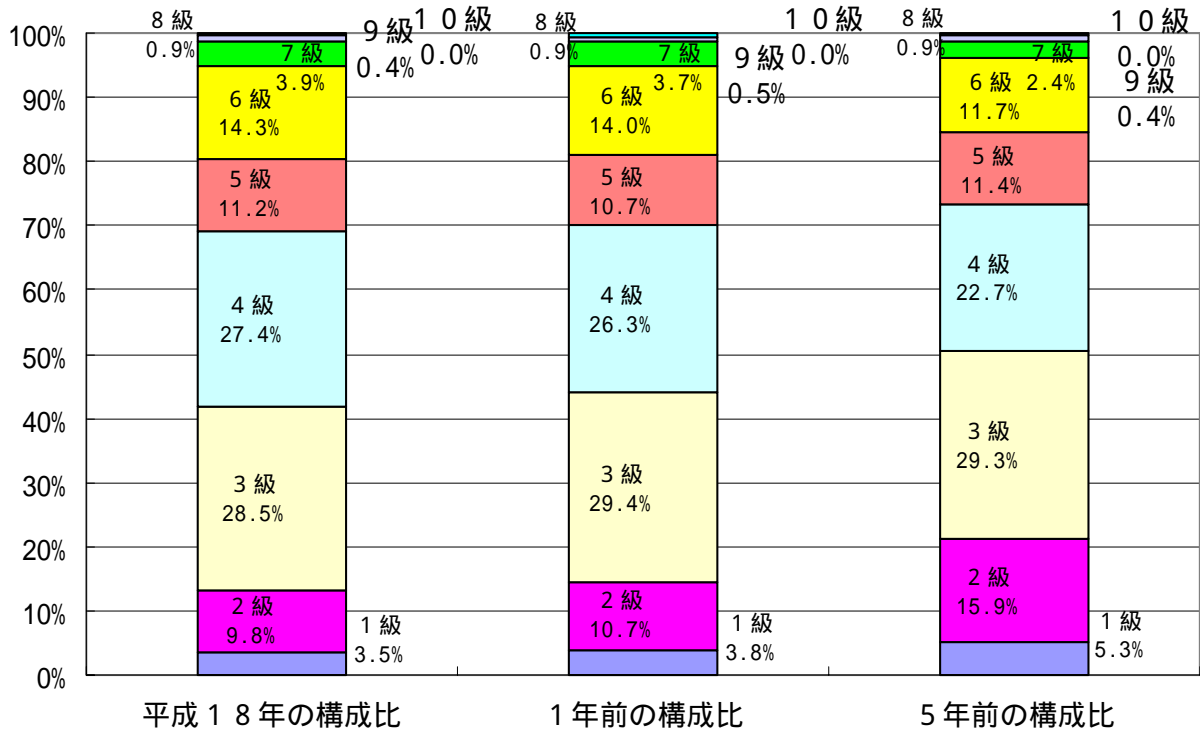
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275,218円	328,367円	387,027円
	高校卒	223,667円	275,438円	332,050円
警 察 官	大学卒	292,617円	348,192円	399,858円
	高校卒	249,865円	293,200円	353,871円
高等学校教員	大学卒	313,465円	379,808円	412,784円
小・中学校教員	大学卒	316,104円	376,313円	407,451円
現業職員	高校卒	218,775円	274,478円	323,327円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	184人	3.5%
2 級	主事、技師	514人	9.8%
3 級	主査、主任	1,495人	28.5%
4 級	主幹、主査	1,433人	27.4%
5 級	副室長、主幹	588人	11.2%
6 級	室長、副室長	750人	14.3%
7 級	総括室長、室長	205人	3.9%
8 級	総括室長	46人	0.9%
9 級	部長	23人	0.4%
10 級	部長	0人	0.0%

(注) 1 三重県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(注) 1年前、5年前の各級の構成比率については、平成18年4月からの給与構造改革（級構成の再編）による級で表示しています。

(7) 昇給期間短縮の状況

区分	合計	代表的な職種				
		行政職員	警察官	高等学校教員	小・中学校教員	現業職員
平成17年度						
職員数	人	人	人	人	人	人
A	24,836	5,537	2,970	4,469	10,667	479
普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	人	人	人	人	人	人
B	7,626	2,003	443	1,253	3,348	265
比率	%	%	%	%	%	%
B / A	30.7	36.2	14.9	28.0	31.4	55.3
平成16年度						
職員数	人	人	人	人	人	人
A	24,522	5,620	2,822	4,349	10,521	490
普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	人	人	人	人	人	人
B	6,989	1,526	497	1,103	3,429	205
比率	%	%	%	%	%	%
B / A	28.5	27.2	17.6	25.4	32.6	41.8

(注) 3月から24月までで行っていた昇給期間短縮による特別昇給制度は平成17年度末に廃止しました。

(8) 職員の手当の状況

期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の状況（平成18年4月1日現在）

期末手当・勤勉手当	退職手当
-----------	------

1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,837 千円	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
（平成18年度支給割合）	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
期末手当	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
3.0 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
勤勉手当			
1.45 月分			
(1.6) 月分			
（加算措置の状況）	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		（2%～20%加算）	
・役職加算 5～20%		自己都合	定年・勸奨
・管理職加算 15～25%	一般職員	766万円	2,786万円
	教育公務員	708万円	2,806万円
	警察官	385万円	2,796万円

（注） 期末手当・勤勉手当支給割合の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当の状況（平成18年4月1日現在）

支給対象地域	支給率	支給対象職員数
一級地（東京特別区）	18%	19人
二級地（大阪市）	15%	17人
六級地（県内）	4%	24,810人
その他（県外）	3%～12%	
医師	15%	46人

（注） 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間の支給率については、特例措置があります。

特殊勤務手当の状況（平成18年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	144,278円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	23.4%
手当の種類（手当数）	35
多くの職員に支給されている手当	<ul style="list-style-type: none"> ・教員特殊業務手当 ・教育業務連絡指導手当 ・保健福祉業務手当 ・危険作業手当 ・刑事作業手当

時間外勤務手当の状況

支給実績（平成17年度決算）	3,697,147千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	416千円
支給実績（平成16年度決算）	3,704,227千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	417千円

その他の手当の状況（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000円 ・1人（配偶者非扶養） 6,500円 ・1人（配偶者なし） 11,000円 ・特定期間の加算 5,000円
住居手当	借家・借間居住職員及び自宅居住職員に支給 【借家・借間居住者】 家賃月額20,000円以下 家賃月額 - 8,000円 ・家賃月額20,000円超（家賃月額 - 20,000円）/2 + 12,000円 （支給限度額 27,000円） 【自宅居住者】 2,700円
初任給調整手当	医師か歯科医師の職員に採用の日以後、期間の区分等に応じて月額268,500円以内で一定期間支給
通勤手当	通勤に交通機関または交通用具を利用している職員に支給 【交通機関等利用者】 <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月の運賃等相当額が65,000円以下の場合 運賃等相当額（6ヶ月定期券額・3ヶ月定期券額・回数券額） ・1ヶ月の運賃等相当額が65,000円を超える場合 65,000円×6ヶ月（または3ヶ月または1ヶ月） 【自動車等の使用者】 2km（片道）以上の職員に対して、通勤距離に応じて3,000円～31,600円を支給 【交通機関等と自家用車等との併用者】 運賃等相当額と自動車等にかかる額の合計額
単身赴任手当	通勤困難な公署への異動に伴いやむを得ず配偶者と別居し、単身で生活することになった職員に月額23,000円を支給
管理職手当	管理、監督の職にある職員に給料の月額の10～25%を支給
管理職特別勤務手当	管理または監督の職にある職員が臨時または緊急の必要性等を有する業務のため、週休日または休日に勤務した場合に4,000円～12,000円を支給
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署（特地公署）に勤務する職員に支給 [特地勤務手当基礎額 × 支給率] ・特地勤務手当基礎額 特地公署への異動時の（給料の月額 + 扶養手当の月額）× 1/2 + 支給月時点の（給料の月額 + 扶養手当の月額）× 1/2 ・支給率 4/100～25/100
へき地勤務手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する学校及びこれに準ずる学校に勤務する職員に対して、給料および扶養手当の月額に対して、8/100～25/100の支給割合を乗じて得た額を支給
定時制通信教育手当	高等学校で本務として定時制または通信制の課程をおくものの教育職員等に対して、給料の月額に10/100（管理職手当を受ける者にあつては8/100以内）を乗じて得た額を支給

産業教育手当	農業、水産または工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業、水産または工業に関する科目を主として担任する職員に対して、給料の月額に支給率（6%～10%）を乗じて得た額を支給
義務教育等教員特別手当	小学校・中学校、高等学校、盲学校、聾学校または養護学校に勤務する教育職員に支給（支給限度額 22,000円）
農林漁業普及指導手当	農業、林業、水産業の開拓普及事業にもつぱら従事する職員に対して、給料の月額に支給率（3%～12%）を乗じて得た額を支給
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 4,200円/回（5時間未満 2,100円/回） ・常直 21,000円/月（勤務日数半月以下 10,500円）
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給 [勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数]
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 [勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数]

(9) 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,290,000円
	副知事	1,020,000円
	出納長	870,000円
報酬	議長	1,020,000円
	副議長	900,000円
	議員	830,000円
期末手当	知事 副知事 出納長	(平成18年度支給割合) 4.45 月分
	議長 副議長 議員	(平成18年度支給割合) 4.45 月分
退職手当	知事	(算定方式) (支給時期)
	副知事	129万円×在職月数×75/100 (任期毎)
	出納長	102万円×在職月数×50/100 (任期毎)
		87万円×在職月数×35/100 (任期毎)

(注) 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間、知事、副知事および出納長の給与については上記給料の額の5%を減額しています。

(10) 公営企業職員の状況

企業職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

事業	職種等	基本給	平均月収額	平均年齢
病院事業	一般行政職	344,359円	591,544円	40.4歳
	医師、歯科医師	474,561円	1,061,205円	39.2歳
	保健師、看護師、准看護師	308,069円	481,218円	35.9歳
水道事業	一般行政職等	359,213円	567,007円	41.7歳

工業用水事業		354,077円	566,434円	40.0歳
電気事業		351,119円	573,342円	39.5歳

(注) 企業職員とは、三重県の行っている病院事業並びに水道事業、工業用水事業及び電気事業に従事する職員です。これらの職員には地方公営企業に関する法律が適用され、給与については労使交渉でその水準を決めることが認められています。

「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休息時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 17:00～17:15

公務運営上の事情により特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

また、研究職のうち人事委員会が定める職員については、職員の申告を経た勤務時間の割振りを行うことができます（いわゆる「フレックスタイム」）。

勤務時間の変更の類型には次のようなものがあります。

ズレ勤務・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務

交替制等勤務・・・あらかじめ一定の形に割り振られた複数の正規の勤務時間を規則的な周期で定型的に繰り返す勤務

勤務時間の弾力化・・・あらかじめ定めたパターンの勤務時間を組み合わせ、1週40時間の勤務時間を4週間単位で割り振った勤務

(2) 休暇制度の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		1暦年20日
病気休暇	公務傷病	必要な期間（6月以内）
	私傷病	必要な期間（6月以内、ただし結核は1年以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間
	ボランティア休暇	1暦年5日以内
	結婚休暇	7日以内
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害（つわり等）	14日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）

	男性職員の育児参加	妻の産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）の期間に5日以内
	妻の出産、子の疾病等	1暦年3日以内（中学校就学前の子の疾病等については4日を加えることができる。）
	育児時間	1日2回各45分（生後1年6月以内）
	生理休暇	その都度必要な期間
	法令に基づく予防注射、健康診断等	
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日 など
	配偶者、子及び父母の祭日	1日以内（遠隔地の場合往復日加算） 配偶者の父母及び父母の配偶者含む
	夏季休暇（盆等の諸行事、健康増進）	5日以内
	スクーリング	その都度必要な期間
	災害による住居の滅失及び損壊	
	災害等による出勤困難	
	災害時の退勤途上の危険回避	
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間
組合休暇	職員団体の活動への従事（無給）	1暦年30日を越えない日数

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成17年1月1日～平成17年12月31日）

職員には1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成17年の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

	平均日数（日）
知事部局等	13.1
教育委員会	13.9
警察	5.6

（注）教育委員会の対象者は、事務局職員及び県立学校の事務職員、学校司書、現業職員等です。

(4) 育児休業の取得状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）（単位：人）

	知事部局等		教育委員会		警察		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得人数	7	130	2	554	0	31	9	715
部分休業の取得人数	0	15	0	9	0	1	0	25

(5) 介護休暇の取得状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）（単位：人）

	知事部局等		教育委員会		警察		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	1	1	7	15	0	1	8	17

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠

くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

平成17年度の分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類				
	処分事由	免職	降任	休職	合計
知事 部局等	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	103(44)	103(44)
	条例で定める事由による場合			1(1)	1(1)
	小計	0(0)	0(0)	104(45)	104(45)
教育 委員会	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	175(115)	175(115)
	条例で定める事由による場合			2(2)	2(2)
	小計	0(0)	0(0)	177(117)	177(117)
警 察	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	19(7)	19(7)
	職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	1(1)		1(1)
	小計	0(0)	1(1)	19(7)	20(8)
計	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	297(166)	297(166)
	職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			3(3)	3(3)
	合 計	0(0)	1(1)	300(169)	301(170)

(注) ()内は、実人数です。

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

県民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成17年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類					
	処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
知事 部局等	法令に違反した場合	1	1	2	0	4
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	2	4	6
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1
	小計	1	2	4	4	11
教育 委員会	法令に違反した場合	2	6	9	5	22
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	6	7
	小計	2	7	9	11	29
警 察	法令に違反した場合	1	1	0	0	2
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	8	9
	小計	1	1	1	9	12
計	法令に違反した場合	4	8	11	5	28
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	2	5	7
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	2	1	14	17

	合 計	4	10	14	24	52
--	-----	---	----	----	----	----

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

人間ドックや国民体育大会に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成18年4月1日現在の営利企業等への従事の状況は、次のとおりです。

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数(人)	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねている者	6	県出資法人の役員等
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	30	不動産等賃貸、農業経営
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	10	大学非常勤講師等

教育公務員特例法第17条第1項の規定に基づき、兼職している者

区 分	人数(人)	主な業務内容
国立学校等(大学院を含む)及び教育施設等	0	
公立学校等(大学院を含む)及び教育施設等	2	人権センター講師等
私立学校等(大学院を含む)及び教育施設等	3	大学非常勤講師等
その他	3	自然保護推進委員会講師等

(3) 三重県職員倫理憲章の概要

県民のみなさんと行政(県職員)とのパートナーシップ構築のためには、県民のみなさんにより積極的に県政に参加していただけるよう、職員に対する信頼を獲得する必要があります。この目的の実現に向けて、より一層信頼される三重県職員としての倫理を確保するため、平成14年4月に「三重県職員倫理憲章」を定めました。

その中で、職員の心構えとして、次の三点を定めています。

職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、不当な差別的取扱いをすることなく、常に公正な職務の執行に努めます。

常に公私の別を明らかにして行動し、職務又はその地位を私的な利益のために用いませぬ。

勤務時間外においても、自らの行動が公務への信用に与える影響を自覚し、県民のみなさんからの信頼の確保に努めます。

また、三重県職員倫理憲章の考え方の具体的な行動指針として、利害関係を有する者や私

的な関係に基づく行為における留意事項などを定めています。

三重県職員倫理憲章及び指針は、県ホームページで公表しています。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.mie.jp/jinzai/plan/shikumi/ninmen/system/rinri.htm>

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

【知事部局等】

職員研修体系の概要

県を取り巻く環境が大きく変化していることを受けて、平成8年度に策定した「三重県人材育成ビジョン」を昨年度に見直しました。これに合わせて、職員研修体系についても職員として必要とされる基礎的・専門的な知識や能力を計画的、段階的に習得できるよう、平成18年度から下記のように再構築したところです。

職員研修センター研修

キャリアステージ研修

(基本研修) 新規採用職員研修、各キャリアステージに応じた研修(31歳・係長級昇任時・課長補佐級昇任時) 課長級昇任時

(選択研修) 各キャリアステージに応じ自ら選択する研修(ビジネスマナー、政策形成能力、政策形成論等)

(キャリア開発支援研修) 新規採用職員研修、キャリアデザイン研修(31歳、課長補佐級昇任時) キャリア支援研修

(技術員研修) 総括技術員研修、主任技術員研修

OJT支援 新規採用職員指導者研修、トレーナーフォロー研修等

派遣研修 大学院、民間企業、自治大学校への派遣

マイセルフ研修 トレンドセミナー、政策研究講座、四県共同研究、東海3県1市合同交流、アンケート処理、手話講座、タッチタイプ、通信教育等

eラーニング イン트라ネットを利用した研修(基礎コース、危機管理コース、組織運営コース、文化政策コース、地域政策コース等)

部内研修 各部の課題に応じて実施

所管部研修 新しい制度や全庁的な取り組みについて、所管部が中心となって全庁的に実施(マネジメント、事務事業評価、評定者・被評定者、安全衛生管理、危機管理、環境マネジメント、経営品質向上活動、広聴広報、人権、情報セキュリティ等)

職員研修実施状況

平成17年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。(なお、平成17年度は上記とは異なる職員研修体系に基づき、研修を実施しています。)

研修名	回数	のべ日数	受講者数(人)
キャリアステージ研修(新規採用職員研修、キャリアデザイン研修、キャリア支援研修、技術員研修等)	29	74	1,428
マイセルフ研修(トレンドセミナー、アンケート処理、手話講座、タッチタイプ等)	56	97	2,386
マネジメント研修(トップセミナー、グループリーダー研修、政策形成概論等)	17	19	442
専門研修(人権研修、人権啓発推進員研修、人権啓発推進員による本庁・地域機関人権研修)(注)1	20	14	6,199
職場研修(新規採用職員指導者研修、トレーナーフォロー研修等)(注)2	4	3	390
政策研究(政策研究ワークショップ、政策研究講座、議会図書室自主研究支援等)(注)3	22	32	486

(注)1 人権啓発推進員による本庁・地域機関人権研修については、受講者数実績のみ

2 政策開発研修センターで実施した分のみ

3 政策研究ワークショップ及び議会図書室自主研究支援については、受講者数実績のみ

【教育委員会】

教職員研修体系の概要

教職員のニーズや今日的な教育課題等を的確に捉え、教職員の資質向上に効果的な研修を体系的に実施しています。

研 修 講 座	基本研修	初任者、経験者、管理職等を対象とした研修 [教諭研修][養護教諭研修][学校栄養職員研修][学校事務職員研修] [管理職研修] 等
	教育課題研修	今日的な教育課題に対応した研修 [カウンセリング研修][人権・同和教育研修] 等
	専門研修	教科・領域等における指導内容や方法についての研修 [各教科研修][ブロック別研修][エキスパート研修][環境教育] [健康教育][外国人児童生徒の教育][情報教育] 等
	職務・職能研修	職務・職能に関する研修 [学校給食関係職員研修][実習助手研修][学校司書研修] [現業職員研修][キーパーソン・コーチング研修] 等
	特別研修	特定の教科や領域に関する研修 [英語教員集中研修][特別支援教育コーディネーター養成研修]
	ネットDE研修	ITを活用して「いつでも、どこでも、なんどでも」学べる研修
	派遣研修	海外派遣、内地留学、県外研修等の研修
	学校内研修(OJT)支援	校内研修等への協力、支援

県立学校教科研修活動等支援 県立学校の教科指導等に係わる研修への支援

学校経営サポート事業 学校経営の改革や改善に向けて、専門家を派遣する事業

課題研究支援 教育課題等の解決に向けての専門的アプローチによる実践的な研修・研究への支援

指導力向上支援 指導力等に課題のある教員の指導力向上支援

教職員研修実施状況

平成17年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

研修名	講座数	受講者数(人)
研修講座	247	21,082
ネットDE研修	73	12,067
学校内研修(OJT)支援	344(注)	4,532

(注) 学校へのOJT支援回数

【警察】

職員研修体系の概要

警察学校その他の教養訓練施設において、新たに警察職員として採用された者や昇任した者等に対し、その職務に必要な知識及び技能を修得させるために、入校による研修を行っています。

初任科 新たに採用された警察職員に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

初任補修科 初任科及び職場での実習を終了した警察官に必要な知識及び技能を修得させるための課程

専科 警察職員に、特別の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程

任用科 各階級に昇任又は昇任が予定されている警察職員に必要な知識及び技能を修得させるための課程

また、部門別に新規任用の警察官に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

職員研修実施状況

平成17年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

学校別	課程名	回数	期間	受講者数(人)	
警察大学校	警察運営科	5	3週	5	
	任用科	警部「短期」(49歳未満)	2	3月	7
		警部「長期」(42歳未満)	1	6月	8
		課長補佐任用(50歳未満の一般職員)	4	2週	4
	教官養成科	4	1月	7	
	専科	26	1週から1月	27	
	指定職任用科	4	1週から3週	4	
	研究科	5	2週から2月	3	
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	1	4月	1	

国際捜査研修所	語学研修等	11	1週から1年	8	
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	2	3週から6月	0	
法科学研修所	現任科	2	3週	1	
	専攻科	3	2週	5	
管区警察学校	任用科	警部（49歳以上56歳未満）	1	2週	5
		警部補（46歳未満）	4	8週	36
		巡査部長（41歳未満）	4	6週	51
		係長（46歳未満の一般職員）	1	2週	7
		主任（41歳未満の一般職員）	1	2週	9
	専科	13	1週から2月	63	
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	4	10月又は6月	158
		新規採用の一般職員	1	4週	14
	初任総合科初任科		4	3月又は2月	129
	任用科	警部補（46歳以上）	1	2週	13
		巡査部長（41歳以上）	1	2週	12
		部門別（各部門に新規任用の警察官）	4	2週から4週	71
	専科	26	1週から2週	333	

（2）勤務成績の評定の状況

【知事部局等】

職員の能力開発、人材育成及び公正な人事への反映を目的として、管理職員の勤務評定を行っています。勤務評定の概要は、以下のとおりです。

評定の対象者	毎年度末在職の一般職に属する部長級、次長級及び課長級（課長補佐級の室長を含む。）の職員
評定者	原則は上位の職の者が評定、評定と最終評定
評定対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
評定方法	評定期間における職務行動等を、各評定要素ごとに、5段階絶対評価で分析的な評価を行う。（評価基準と比較して、各人の業績・能力・意欲がどの程度の水準にあるかを把握する。）
評定手順	期首面接...自己申告に基づき、評定者と被評定者が話し合いのうえ、被評定者の職務上の目標等を設定する。 中間面接...上半期の業績等について、進捗状況や今後の見通し等を聞き取り、指導・助言を行う。 期末面接...1年間の取り組みについて、3月上旬までに、自己評価を踏まえ評定を行ったうえ、面接（話し合い）を実施する。
評定要素	部長級 実績、能力 次長級・課長級 実績、能力、意欲

【教育委員会（公立学校）】（事務局は知事部局等の制度を適用）

公正な人事管理の基礎資料とするため、職員の勤務実績、能力、性格等を総合的に評価する勤務評定を行っています。勤務評定の概要は、以下のとおりです。

評定の対象者	毎年基準日（9月1日）現在在職の公立学校の校長、教員、事務職員その他常時勤務する職員
評定者	県立学校にあつては県教育委員会教育長及び校長 市町村立学校にあつては市町村等教育委員会教育長及び校長
評定対象期間	毎年9月1日から8月31日まで
評定方法	評定期間における勤務実態から各評定要素毎に、原則として4段階絶対評価を行う。
評定手順	評定者は必要に応じて面接等を実施し、職員の勤務状況等を把握したうえで、公正な評定を行う。
評定要素	職務の状況、特性・能力、勤務状況等

【警察】

公正な人事管理の基礎資料とするため、職員の勤務実績、能力、性格等を総合的に評価する勤務評定を行っています。勤務評定の概要は、以下のとおりです。

評定の対象者	毎年基準日（12月31日）現在在職の警視以下の階級にある警察官及び同相当職以下の一般職員
評定者	上位の職の者が評定（第一次評定、第二次評定及び最終評定）
評定対象期間	毎年1月1日から12月31日まで
評定方法	評定期間における勤務実績及び勤務を通じて把握した能力、性格、適性等を、原則として7段階評価で相対的（所属単位）に評価する。
評定手順	自己申告... 被評定者が、自己の身上、実績、能力等を自己申告する。 評定... 自己申告に基づき、面接を実施して、公正な総合評価を行う。
評定要素	職務遂行能力、取組姿勢、実績、性格・行動、素行等

7 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成17年度においては、次のような事業を行っています。

（1）健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的に実施しています。
特殊健康診断	有害な業務に常時従事する職員に業務上疾病が発生することを予防することを目的に実施しています。
その他健康診断	生活習慣病の予防を目的とした各種がん検診等の健康診断を実施しています。
その他の健康管理事業	快適な職場環境を実現し職員の安全と健康を確保するため、安全衛生管理事業、メンタルヘルス事業等を実施しています。

健康管理事業の決算額	230,057 千円
------------	------------

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、互助会の実施する下記の事業に対し助成しています。

財団法人三重県職員互助会への補助金の状況

補助対象事業	事業の内容
体育文化関係事業	職員体育大会等の各種スポーツ大会、文化作品展等の文化事業にかかる経費のうち、企画費、会場費等実施に直接必要な経費を補助しています。
施設利用助成金等	健康管理・社会参加・自己実現・元気回復に要した経費につき助成するマイ・セレクト助成等にかかる事業経費の1/2を補助しています。
健康管理等事業	人間ドック受診支援事業に要した事業経費を補助しています。
ライフプラン推進事業	職員が主体性をもって、自己の価値観に沿った人生を自ら積極的に創造することをサポートするためのライフプラン事業に要した事業経費を補助しています。
人件費	補助対象事業に従事する人件費相当分を補助しています。
その他の福利厚生事業	体育文化クラブ助成、庁舎厚生施設整備費等の事業に要した経費の1/2を補助しています。
補助金の決算額	
160,020 千円	

(注) 財団法人三重県職員互助会は、知事の事務部局、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、海区漁業調整委員会の事務部局等、企業庁、病院事業庁の6,352人の職員を対象としています。

財団法人三重県公立学校職員互助会への補助金の状況

補助対象事業	事業の内容
文化関係事業	教職員の文化教養の向上を目的として、教職員美術展の運営及び文芸誌の作成に必要な経費を補助しています。
施設利用助成金等	教職員が心身のリフレッシュをはかるために関係施設を利用した経費の一部を助成する事業にかかる事業経費の1/2を補助しています。
健康管理等事業	人間ドック受診補助事業に要した事業経費を補助しています。
ライフプラン推進事業	教職員の生涯生活設計の創造を支援するため、ライフプランセミナーの開催に要した事業経費を補助しています。
人件費	補助対象事業に従事する人件費相当分を補助しています。
その他の福利厚生事業	福利相談、地区別厚生事業等の事業に要した事業経費の1/2を補助しています。
補助金の決算額	
393,559 千円	

(注) 財団法人三重県公立学校職員互助会は、公立小中学校及び県立学校、その他教育機関、教育委員会事務局等の16,688人の職員を対象としています。

財団法人三重県警察職員互助会への補助金の状況

補助対象事業	事業の内容
健康管理等事業	人間ドック受診支援事業、前立腺ガン検査受診事業に要した事業経費を補助しています。
ライフプラン推進事業	職員が主体性をもって、自己の価値観に沿った人生を自ら積極的に創造することをサポートするためのライフプラン事業に要した事業経費を補助しています。

施設利用補助事業	健康増進施設を利用して、心身のリフレッシュを図る際の経費の一部を助成する事業にかかる事業経費の1/2を補助しています。
その他の福利厚生事業	福利相談事業、所属への教養図書配分事業等の事業に要した経費の1/2を補助しています。
人件費	補助対象事業に従事する人件費相当分を補助しています。
管理費	管理費として必要な経費の1/2を補助しています。
補助金の決算額	
98,901 千円	

(注) 財団法人三重県警察職員互助会は、警察の3,292人の職員を対象としています。

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 労使協働委員会の概要

趣旨・目的

労使の緊張感ある協働の下、県民が主役の、より良い県政の実現を目指して、勤務条件から政策議論にいたる幅広い課題についてオープンで建設的な議論を行うため、平成12年5月30日に創設しました。

県民満足度の向上を図るとともに、誇りを持って働ける職員満足度の高い職場を創造していくため、「労使協働委員会」において、労使双方が真摯に議論を行っています。

体制・主な特徴

- ・ 県の組織体制に沿った三層制の体制（中央、部局等、職場）で構成されています。
- ・ 中央労使協働委員会は、マスコミに公開し開催するとともに、その概要は県ホームページへ掲載し「透明性」を図っています。
- ・ 労使協働委員会の活動は、庁内ネットワーク上（電子キャビネット）へ掲示し、職員や組織の間で情報を共有しています。

理念・枠組み

- ・ 共同アピール 平成12年5月30日（創設日）
- ・ 共同アピール2003 平成15年7月25日
- ・ 運営要綱 平成14年4月24日（平成18年3月30日最終改定）

これまでの取組の概要は、県ホームページで公表しています。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.mie.jp/jinzai/plan/shikumi/roukyou/roukyou.htm>

二 人事委員会の業務の状況

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成17年度中に実施した競争試験は、三重県職員採用候補者試験、三重県警察官採用候補者試験及び市町村立小中学校職員採用候補者試験であり、その状況は下表のとおりでした。

試験種類	試験区分		採用予定数	申込者数			第1次試験					第2次試験			最終合格者数		競争率		
				申込者数	うち女性	うちインターネット申込み	受験者数	うち女性	受験率	合格者数	うち女性	競争率	受験者数	うち女性	受験率	合格者数		うち女性	
三重県職員採用試験	一般行政分野	行政	約 6	487	182	305	384	148	78.9%	18	2	21.3	17	2	94.4%	8	2	48.0	
		行政	約 4	201	78	136	158	61	78.6%	15	7	10.5	14	7	93.3%	4	2	39.5	
	福祉分野	福祉技術	約 3	75	39	47	60	31	80.0%	8	3	7.5	7	3	87.5%	3	2	20.0	
	環境分野	環境	約 1	25	9	19	20	9	80.0%	3	0	6.7	2	0	66.7%	1	0	20.0	
		化学	約 1	24	5	16	16	3	66.7%	4	0	4.0	4	0	100.0%	1	0	16.0	
		林学	約 1	19	8	9	15	7	78.9%	4	3	3.8	4	3	100.0%	1	1	15.0	
	自然分野	農学	約 4	53	22	40	44	18	83.0%	10	2	4.4	9	1	90.0%	4	1	11.0	
		水産	約 2	32	9	21	25	8	78.1%	5	2	5.0	5	2	100.0%	2	1	12.5	
	工学分野	総合土木	約 8	90	7	54	73	7	81.1%	16	1	4.6	16	1	100.0%	8	1	9.1	
		電気	約 1	22	2	16	14	1	63.6%	3	0	4.7	3	0	100.0%	1	0	14.0	
		機械	約 2	18	0	13	13	0	72.2%	4	0	3.3	4	0	100.0%	2	0	6.5	
	健康衛生分野	薬学	約 5	22	14	13	18	12	81.8%	9	5	2.0	7	4	77.8%	5	4	3.6	
		保健師	約 1	22	18	11	15	14	68.2%	3	3	5.0	3	3	100.0%	1	1	15.0	
	合 計			約 39	1090	393	700	855	319	78.4%	102	28	8.4	95	26	93.1%	41	15	20.9
	B	警察事務		約 5	209	96	122	147	70	70.3%	15	7	9.8	13	6	86.7%	6	3	24.5
		司書		約 1	84	69	51	54	45	64.3%	3	3	18.0	3	3	100.0%	1	1	54.0
	合 計			約 6	293	165	173	201	115	68.6%	18	10	11.2	16	9	88.9%	7	4	28.7
	C	一般行政分野	一般事務	約 4	98	43	27	86	37	87.8%	9	1	9.6	9	1	100.0%	5	0	17.2
		工学分野	総合土木	約 1	12	0	0	10	0	83.3%	2	0	5.0	2	0	100.0%	1	0	10.0
		警察事務		約 2	35	21	7	30	17	85.7%	5	4	6.0	5	4	100.0%	2	1	15.0
合 計			約 7	145	64	34	126	54	86.9%	16	5	7.9	16	5	100.0%	8	1	15.8	
民間	一般行政分野	行政	約 2	76	5	43	52	3	68.4%	7	0	7.4	7	0	100.0%	3	0	17.3	
	福祉分野	福祉技術	約 1	17	7	11	11	4	64.7%	3	3	3.7	3	3	100.0%	0	0	-	
	環境分野	化学	約 1	26	2	23	22	2	84.6%	3	0	7.3	3	0	100.0%	1	0	22.0	
	工学分野	総合土木	約 2	54	3	26	46	3	85.2%	6	0	7.7	5	0	83.3%	2	0	23.0	
合 計			約 6	173	17	103	131	12	75.7%	19	3	6.9	18	3	94.7%	6	0	21.8	
県職員合計			約 58	1701	639	1010	1313	500	77.2%	155	46	8.5	145	43	93.5%	62	20	21.2	

警察官 採用試験	A 4月	男性	約 25	251	0	121	190	0	75.7%	89	0	2.1	82	0	92.1%	37	0	5.1	
		女性	約 2	74	74	36	58	58	78.4%	9	9	6.4	8	8	88.9%	2	2	29.0	
		語学	スペイン語	約 2	3	1	2	2	1	66.7%	1	1	2.0	1	1	100.0%	0	0	-
			北京語	約 2	2	1	0	1	1	50.0%	1	1	1.0	1	1	100.0%	1	1	1.0
		武道	柔道	約 2	7	1	1	5	1	71.4%	2	0	2.5	2	0	100.0%	2	0	2.5
			剣道	約 2	7	0	0	7	0	100.0%	3	0	2.3	3	0	100.0%	2	0	3.5
	小計	約 35	344	77	160	263	61	76.5%	105	11	2.5	97	10	92.4%	44	3	6.0		
	A 10月	男性	約 45	248	0	94	196	0	79.0%	112	0	1.8	110	0	98.2%	57	0	3.4	
		女性	約 2	25	25	12	16	16	64.0%	8	8	2.0	8	8	100.0%	2	2	8.0	
		語学	スペイン語	約 2	6	2	2	6	2	100.0%	4	2	1.5	3	2	75.0%	3	2	2.0
			北京語	約 2	2	0	1	2	0	100.0%	2	0	1.0	2	0	100.0%	0	0	-
		小計	約 51	281	27	109	220	18	78.3%	126	10	1.7	123	10	97.6%	62	4	3.5	
	A 4月	男性	約 10	179	0	74	130	0	72.6%	72	0	1.8	69	0	95.8%	23	0	5.7	
		語学	ポルトガル語	約 2	6	6	4	5	5	83.3%	4	4	1.3	4	4	100.0%	2	2	2.5
		小計	約 12	185	6	78	135	5	73.0%	76	4	1.8	73	4	96.1%	25	2	5.4	
	合計	約 98	810	110	347	618	84	76.3%	307	25	2.0	293	24	95.4%	131	9	4.7		
	B 4月	男性	約 20	137	0	34	117	0	85.4%	63	0	1.9	59	0	93.7%	38	0	3.1	
		女性	約 2	38	38	7	28	28	73.7%	5	5	5.6	5	5	100.0%	2	2	14.0	
		小計	約 22	175	38	41	145	28	82.9%	68	5	2.1	64	5	94.1%	40	2	3.6	
	B 2月	男性	約 20	134	0	28	103	0	76.9%	60	0	1.7	56	0	93.3%	27	0	3.8	
女性		約 2	20	20	5	18	18	90.0%	6	6	3.0	6	6	100.0%	2	2	9.0		
小計		約 22	154	20	33	121	18	78.6%	66	6	1.8	62	6	93.9%	29	2	4.2		
合計	約 44	329	58	74	266	46	80.9%	134	11	2.0	126	11	94.0%	69	4	3.9			
警察官合計	約 142	1139	168	421	884	130	77.6%	441	36	2.0	419	35	95.0%	200	13	4.4			
市町村 立学校 職員採用試験	B	学校事務	約 10	417	177	238	302	130	72.4%	26	12	11.6	23	12	88.5%	13	10	23.2	
		学校栄養士	約 3	71	69	38	60	58	84.5%	6	6	10.0	6	6	100.0%	3	3	20.0	
	合計	約 13	488	246	276	362	188	74.2%	32	18	11.3	29	18	90.6%	16	13	22.6		
	C	学校事務	約 3	50	25	22	43	23	86.0%	6	1	7.2	5	1	83.3%	3	1	14.3	
	合計	約 3	50	25	22	43	23	86.0%	6	1	7.2	5	1	83.3%	3	1	14.3		
学校職員合計	約 16	538	271	298	405	211	75.3%	38	19	10.7	34	19	89.5%	19	14	21.3			
総合計	約 216	3378	1078	1729	2602	841	77.0%	634	101	4.1	598	97	94.3%	281	47	9.3			

(2) 採用選考の状況

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった採用選考(平成17年度(H17.4.1~H18.3.31)中に任用したもの)の状況は、下表のとおりでした(国の機関等からの割愛採用等を含みます。)

(単位:人)

任命権者 職級	知事等	教育委員会	警察本部長	計
部長級	1	1		2
次長級				0
課長級	8	5	1	14
課長補佐級	17	18	3	38
係長級	16	13	2	31
主事技師級	48	6		54
現業職	1			1
警視			11	11
警部			5	5
警部補			2	2
巡查部長			5	5
計	91	43	29	163

(3) 昇任試験(警察官)の状況

平成17年度に実施した警察官にかかる昇任試験の実施状況は、下表のとおりでした(警察官の昇任試験実施は警察本部長に委任しています。)

(単位:人)

試験の種類	受験者数	合格者数	合格率
警部昇任試験	264	33	12.5%
警部補昇任試験	429	51	11.9%
巡查部長昇任試験	638	64	10.0%
計	1,331	148	11.1%

(4) 職級別昇任選考者数

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった昇任選考(平成17年度(H17.4.1~H18.3.31)中に任用したもの)の状況は、下表のとおりでした。

(単位:人)

任命権者 職級	知事等	教育委員会	警察本部長	計
部長級	6			6
部次長級	26	1		27
課長級	58	6		64
課長補佐級	156	47	6	209
係長級	215	42	6	263
警視			17	17
警部			2	2
警部補			1	1
巡查部長				
計	461	96	32	589

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成17年10月14日、人事委員会は、知事及び県議会議長に次のとおり報告及び勧告を行いました。

(1) 給与の状況

【平成17年の給与改定】

職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与の精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模で100人以上かつ事業所規模で50人以上の従業員を有する民間事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施しました。当該調査にあたっては、対象となった517の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって110事業所を抽出し、公務に類似すると認められる従業員に対して、平成17年4月分として支払われた給与等について調査を行いました。

その結果、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均1,220円上回っていました。

また、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額額の4.45月分であり、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間支給割合の4.40月分を上回っていました。

改定すべき事項等

ア 月例給は、上記のとおり職員の給与が民間従業員の給与を上回ることとなり、公民較差の大きさなどを考慮し、これに見合うよう引下げ改定を人事院勧告に準じて行うこととします。

イ 特別給である期末・勤勉手当については、民間の状況との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とするものとします。

ウ 医師、歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額額の限度については、人事院勧告に準じて改定するものとします。

【給与構造の改革】

改革すべき事項

ア 給料表及び給与制度の見直し

行政職給料表について、人事院勧告に準じて、上記(1)アの改定を行った後の給料表の水準を全体として、平均4.8%引き下げることとします。

行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に見直すこととします。

イ 地域手当の新設

県内全域に一律に4%の地域手当を支給することとします。

ウ 広域異動手当の新設

職員の異動の実態を考慮し、手当支給の必要性等についてさらに検討することとします。

エ 勤務実績の給与への反映

勤務実績に基づく昇給制度について、人事院勧告の趣旨を踏まえて導入することとし、勤勉手当については、勤務実績をより反映し得る仕組みを早期に構築・導入できるように検討することとします。

人事院勧告に準じて、枠外昇給制度を廃止することとします。

55歳以上の昇給について、人事院勧告に準じ、現行の昇給停止制度を廃止し、昇給幅の抑制措置を実施することとします。

オ 管理職手当の定額化

民間企業における支給実態を踏まえ、定率制から定額制へ移行することとします。

(2) 人事システム及び公務運営の状況

人事行政の運営に関しては、「新しい時代の公」の重要な一翼を担い、「県民が主役の県政」を実現するため、人材の確保・活用・育成、人事評価制度の構築、勤務形態の弾力化・多様化の推進、男女共同参画社会への取組、次世代育成支援、労働安全衛生・健康対策の推進等を実施することが必要です。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数

平成17年度において、新たな措置要求事案はなく、また、前年度から係属している事案1件についても取り下げがされたことから平成18年3月31日現在での継続案件は無しとなりました。

区分	平成17.3.31 現在 未処理件数	平成17.4.1 ～ 平成18.3.31 の措置要求 件数	平成17.4.1 ～ 平成18.3.31 の処理件数	左の内訳		平成18.3.31 現在 未処理件数
				平成17.3.31 現在未処理 件数にかかる 処理件数	平成17.4.1 ～ 平成18.3.31 の措置要求に かかる処理件数	
給与	1		1	1		0
計	1		1	1		0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 不利益処分に関する不服申立ての件数

平成17年度において、新たな不服申立て事案は5件、前年度から係属している事案は5件であり、計10件について審査を行い、うち9件を処理しました。

区分	平成17.3.31 現在 未処理件数	平成17.4.1 ～ 平成18.3.31 の不服申立て 件数	平成17.4.1 ～ 平成18.3.31 の処理件数	左の内訳		平成18.3.31 現在 未処理件数
				平成17.3.31 現在未処理 件数にかかる 処理件数	平成17.4.1 ～ 平成18.3.31 の不服申立てに かかる処理件数	
分限免職処分	4	3	7	4	3	0
懲戒免職処分		1	1		1	0
懲戒停職処分	1	1	1	1		1
計	5	5	9	5	4	1